

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県会計規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 生活保護法による医療機関の指定
昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号の一部改正
ピロプラズマ病検査等の実施
昭和四十四年産米穀の政府に売り渡すべき時期
土地改良区設立の適否の決定
土地改良事業の適否の決定
土地改良区設立の認可
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇公 告 理容師試験及び美容師試験の実施
- ◇正 誤 鳥取県桑苗検査規則中訂正
鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令中訂正
鳥取県心身障害者扶養共済事業実施要綱中訂正

規 則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十二号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一中「建築課」鳥取市に所在する県営住宅の使用料の収納に関する事務「を」建築課」鳥取市、岩美郡及び八頭郡に所在する県営住宅の使用料の収納に関する事務「に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百八十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十四年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	昭和四十四年八月一日	名 称	田 中 病 院	所 在 地	鳥取市本町四丁目二二〇	診 療 科 名	産科、婦人科	開 設 者 名	田 中 輝 彰
増栄内科医院	米子市旗ヶ崎二区四二九	科、小兒科	内科、放射線科	増 栄 克 彦					

鳥取県告示第五百九十号

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号（豚等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年十月七日から施行する。

昭和四十四年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

愛媛県北宇和郡

鳥取県告示第五百九十一号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、ピロプラズマ病検査、だに駆除及びひな白痢検査を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に對して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和四十四年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ピロプラズマ病及びひな白痢予防のため

二 実施する区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 ピロプラズマ病検査及びだに駆除
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 2 ひな白痢検査

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び駆除の方法

- 1 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
- 2 だに駆除 BHC散布
- 3 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

別表

ピロプラズマ病検査及びだに駆除

実施期日	実施区域	実施場所
十月 十三日	江府町	御机検査場
" 十四日	"	美用"
" 十六日	"	下蚊屋"
" 十七日	"	日ノ詰"
" 二十日	溝口町	大内"
" 二十一日	"	岩立"
" 二十二日	日野町	奥渡"
" 二十三日	江府町	栗尾"
ひな白痢検査		
実施期日	実施区域	実施場所
十月 十三日	鳥取市	各種鶏場

了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百九十四号

昭和四十四年六月二十日付けで北条砂丘土地改良区から申請のあつた新
たに行なおうとする土地改良(東園地区畑地かんがい)事業については、
審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律
第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規
定により次のとおり告示する。

昭和四十四年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年十月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯郡北条町弓原 北条砂丘土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百九十五号

岩美郡福部村大字左近百四十九番地前田栄吉ほか十四人の者から設立認
可申請のあつた左近土地改良区については、土地改良法(昭和二十四年法

律第九十五号)第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年十月二日設
立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三
項の規定により告示する。

昭和四十四年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百九十六号

八頭郡八東町大字島百七十番地山根昭二ほか十四人の者から設立認可申
請のあつた島土地改良区については、土地改良法(昭和二十四年法律第百
九十五号)第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年十月二日設立の認
可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規
定により告示する。

昭和四十四年十月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

昭和四十四年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十四年十月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和四十四年十月八日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 纏頭 第一號並部外並部外(後部外)の部外とし

公 告

理容師法(昭和22年法律第234号)第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法(昭和32年法律第165号)第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和44年10月7日

鳥取県知事 石 敬 二 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和44年10月27日 午前9時

場所 鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂

米子市西福原444 鳥取県米子保健所会議室

(2) 実地試験

日時 昭和44年11月12日 午前9時

場所 鳥取市上町 学校法人鳥取県理容美容専門学校

2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において昼間課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4箇月以上、通信課程にあつては2年以上理容師又は美容師として必要な知識及び技能を修得した後1年以上の実地習練を経たもの

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者

(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) 理容師試験受験者にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令(昭和28年厚生省令第64号)附則第3項各号に、美容師試験受験者にあつては美容師法施行規則(昭和32年厚生省令第42号)附則第9項各号に規定する者

3 試験の方法

試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。

4 試験の科目及び事項

(1) 学科試験

ア 衛生法規大意

イ 生理解剖学大意

ウ 消毒法

エ 伝染病学(細菌学を含む。)大意

オ 公衆衛生学大意

カ 皮膚科学大意

キ 物理及び化学(化粧品化学及び理容又は美容に関する部分に限る。)大意

ク 理容又は美容理論大意

(2) 実地試験

ア 理容又は美容の基礎的技術

<p>4 消毒薬の取扱い</p> <p>ウ 理容又は美容を行なう場合の衛生上の取扱い</p> <p>5 出願の方法</p> <p>(1) 願書の提出期間</p> <p>昭和44年10月9日から昭和44年10月20日まで(郵送のものについては、昭和44年10月20日までの消印のあるものは、有効とする。)</p> <p>(2) 願書の提出先</p> <p>ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所</p> <p>イ 県外居住者 鳥取市東町1丁目 鳥取県厚生部衛生課</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 受験願書(別記様式によること。)</p> <p>イ 履歴書(最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行なった場所及び期間を記載すること。)</p> <p>ウ 指定養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書</p> <p>エ 実地終練を終了したことを証する書面</p> <p>オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書</p> <p>カ 写真(出願前6箇月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)</p> <p>(4) 理容師法施行令(昭和28年政令第252号)第5条第4項又は美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第2条第4項の規定により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類にかえて、知事の発行した理容師学科試験免除通知書又は美容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。</p> <p>6 試験手数料及びその納付方法等</p>	<p>(1) 試験手数料 1,000円</p> <p>(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印をしないこと。</p> <p>(3) 既納の手数料は、還付しない。</p> <p>7 試験場に持参するもの</p> <p>(1) 学科試験 受験通知書、筆記用具及び昼食</p> <p>(2) 実地試験</p> <p>ア 受験通知書、昼食及び上ばき</p> <p>イ 理容師試験を受ける者</p> <p>(ア) 白 衣</p> <p>(イ) 調髪及び顔そりに必要な器具等</p> <p>(ウ) 応急薬品</p> <p>ウ 美容師試験を受ける者</p> <p>(ア) 白 衣</p> <p>(イ) コールド・パーマネントウェーブ等の施術上必要な器具、材料及び化粧品</p> <p>(ウ) 応急薬品</p> <p>8 実地試験のモデルは、各自が同伴すること。この場合、理容師試験のモデルは、調髪後2週間以上経過したもので角刈でないモデルとし、美容師試験のモデルは、なるべく年齢18才から30才までの者で、髪に著しい癖のないものであること。</p> <p>9 その他</p> <p>(1) 出願者には、受験通知書を試験の前日までに郵送するので、受験願</p>
---	--

書に必ず住所を明記すること。

(2) 試験について不明の点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県厚生部衛生課に照会すること。

(3) 文書による照会は、15円切手を同封すること。

別紙様式(用紙はB列5番とすること。)

理容師(美容師)受験願書

収入証紙
はりつけ欄

本籍 住所(番地及び〇〇方も記入すること。)
(ふりがな) 氏名
年 月 日生

理容師法第2条第1項(美容師法第4条第1項)の規定による理容師(美容師)試験を受験したいので、別紙関係書類を添えてお願いします。

年 月 日

氏 名

鳥取県知事 石破二期 殿

(注) 実地試験のみの受験者は、標題の下に「実地試験」と朱記すること。

正 誤

鳥取県桑苗検査規則(昭和四十四年九月鳥取県規則第五十一号)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 誤 正
五 上 様式第4 様式第4号

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令(昭和四十四年十月鳥取県訓令第七号)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
三 上 三 整肢学園 整肢学園長

鳥取県心身障害者扶養共済事業実施要綱(昭和四十四年九月鳥取県告示第五百六十七号)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
五 上 終わりから七 届出義務 届出義務
九 下 終わりから三 除済み 除済み